

【御案内】 2025年度後期用教科書の配布の申し込みについて

- 文部科学省では、海外に在住する義務教育学齢期の児童を対象に、大使館・領事館を通じて日本の教科書が無償で配布しております。
- 2025年度後期の教科書配布を御希望される方は、以下を御一読の上、**5月22日(木)中**までに当館領事班(ryouji@ts.mofa.go.jp)宛に、申込書及び日本旅券(保護者様及びお子様の分)の写しをメールにて送付いただきますようお願いいたします。

1. 配布対象

・ウズベキスタン国内にお住まいで、在留届を提出された長期滞在者のうち、日本国籍を有する義務教育学齢期(2025年度の小学1年生から中学3年生(2010年4月2日生まれから2019年4月1日生まれ))の児童・生徒で、それぞれの学齢に該当する学年の教科書の配布を希望する方。

・在留届を未提出の場合は、教科書の申し込みと同時に在留届も御提出願います。ネットではこちらから提出いただけます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

・日本国籍の在留者で永住滞在許可証を持ち、本来は永住者として見做される場合は、原則として無償配布の対象になりませんが、将来、日本の中学・高校などへ進学または、日本で就労する意思を持つ学齢期の児童・生徒は配布を受けることができます。

2. 申し込み方法

申込書(以下のアドレスからダウンロード)に必要事項を御入力の上、保護者様(日本国籍)、お子様の日本旅券の写しと共に当館領事班(ryouji@ts.mofa.go.jp)宛に5月22日(木)までにメールでの送付をお願いいたします(メール件名:教科書申し込み(保護者様の氏名))。

[教科書申込書ダウンロードはこちら](#)

※期限を過ぎてしまった場合は、教科書追加送付申請をすることができますが、送料等は自己負担となります。詳細は下記4.を御覧ください。

3. 配布時期

当館にて直接お渡し致します。教科書の配布日程につきましては、申し込みされた方々へ別途メールにて御案内申し上げます。

4. 申し込み締め切り後の教科書追加送付申請について

- ・ 上記申し込み時期に申請手続きができなかった場合でも、当館を通して海外子女振興財団へ教科書追加送付申請を行うことで、教科書を受け取ることができます。追加送付申請を希望される場合は、当館領事班まで御連絡願います。
- ・ 申請書は当館から外務省を通じて海外子女振興財団へ送られます。確認後、財団から申請された方へ教科書送付に関する詳細な連絡がなされます。
- ・ 追加申請の場合も、教科書自体は無償ですが、財団にお支払いいただく手数料や日本からの送料は自己負担（先払い）になりますので御了承願います。送料の詳細、郵送の手配などは直接下記へお問い合わせ願います。

※ 文字が拡大されている拡大教科書又は特別支援学校用教科書を必要とされる方は、5月22日（木）までに大使館領事部にお問い合わせください（ryouji@ts.mofa.go.jp、（代表電話番号）+998-78-120-8060）。

海外子女振興財団情報サービスチーム

電話：+81-3-4330-1349

FAX： +81-3-4330-1355

<https://www.joes.or.jp/index.html>

在ウズベキスタン日本国大使館 領事班

住所：Tashkent city, Yashnabad dist. Sadyk Azimov str., 1-28

電話：（代表）+998-78-120-8060

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html